

事務連絡
令和8年7月23日

訪問看護事業所 運営法人代表者 各位

感染症対策推進課長
岐阜県健康福祉部
高齢福祉課長

中東情勢を踏まえた医療用手袋の備蓄放出における
販売枚数の変更について（周知）

平素から、岐阜県の感染症対策に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般の中東情勢による医療用物資への供給の影響を踏まえ、医療用手袋については、手袋の確保が困難になっている医療機関等向けに、国において備蓄している医療用手袋の放出が行われているところです。

放出に当たっては、医療機関においてG-MIS（医療機関等情報支援システム）を活用し、「緊急配布要請（SOS）」を行っていただいているところです。これまで、医療機関における手袋の購入可能数については、週次調査で回答した、「1週間の想定消費量」の2週間分（1週間の想定消費量×2）の数値に応じた枚数とされていましたが、直近の医療用手袋の需給状況を踏まえ、第11弾分（令和8年7月22日（水）17時以降入力分）より、「1週間の想定消費量」の4週間分（1週間の想定消費量×4）に応じた枚数とするよう、変更がありましたので、周知いたします。

つきましては、各医療機関におかれましては、下記の内容をご確認いただき、必要に応じて、医療用手袋の購入に向けた手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、当該「医療機関」には介護保険法で指定を受け、G-MISの登録を完了した訪問看護事業所を含んでおります。

記

1 医療機関における購入可能数の考え方の変更について

医療機関におかれては、G-MIS上の週次調査において、医療用手袋に関し、「1週間の想定消費量」について回答いただきます。

販売する枚数については、想定消費量の4週間分（1週間の想定消費量 × 4）の数値に応じ、1000枚単位で切り上げた数が医療機関の購入可能数となります。

例：1 週間の想定消費量×4 が

- ① 1～1000 枚の場合：1 セット【1000 枚（10 箱）】を購入可能
- ② 1001～2000 枚の場合：2 セット【2000 枚（20 箱）】まで購入可能
- ③ 2001～3000 枚の場合：3 セット【3000 枚（30 箱）】まで購入可能 等
（以下も同様）

※1 セット（1000 枚（10 箱））が最小の販売単位であり、セット単位でサイズ指定が可能。

例：③に該当する医療機関においては、3 セットまで購入可能であり、S サイズを2 セット、M サイズを1 セットなどサイズごとにセット数を指定して合計3 セット購入することが可能。

添付資料

【医療機関向け】（2026 年 7 月 15 日版）

別添 1_医療用手袋の要請の流れについて

別添 2_医療用手袋 要請ガイドブック～要請手続きに困ったら～

別添 3_中東情勢を踏まえた医療用手袋の放出に関する Q&A

別添 4_緊急配布要請条件チェックシート

所 属	健康福祉部感染症対策推進課 企画係		
係 長	川崎	担当	伊藤
電話番号	058-272-1111（内線 3340、3341）		
E-mail	kansen-kyotei@govt.pref.gifu.jp		
所 属	健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係		
係 長	安藤	担当	高橋
電話番号	058-272-8298（内線 3470）		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		